

証券コード：9778

第66期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2024年5月24日（金曜日）
午前10時

開催
場所

鹿児島県鹿児島市加治屋町9番1号
当社本社ビル 3階会議室

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

目 次

第66期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	17
監査報告	29
株主総会参考書類	32

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使ください
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2024年5月23日（木曜日）

午後5時到着分まで

株式会社 昂

株主各位

証券コード：9778
2024年5月9日

鹿児島市加治屋町9番1号

株式会社 昴
代表取締役社長 **西村 秋**

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を開催いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「2024年 定時株主総会招集通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.subaru-net.com/profile/ir>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名(会社名)」に「昴」または「コード」に当社証券コード「9778」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄より、ご確認ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、議決権を事前に行使いただく場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年5月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年5月24日（金曜日）午前10時
2 場 所	鹿児島県鹿児島市加治屋町9番1号 当社本社ビル 3階会議室 (末尾の「総会会場ご案内図」をご参照ください)
3 会議の目的事項	報告事項 第66期（2023年3月1日から2024年2月29日まで） 事業報告の内容及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、行動制限の緩和を受け、インバウンド需要に回復がみられました。個人消費にやや足踏み感がみられるものの、企業業績は緩やかに回復してきております。先行きについては大企業を中心に雇用・所得環境の改善は進んでおり、消費、投資活動の活発化につながる事が期待されております。

一方では、エネルギー、原材料の高騰による消費者物価の上昇、社会保障費の増加もあり、所得の増加を上回る家計の負担増で実質的な賃金増加には至らず、景気の先行きは依然不透明な状況が続いております。

当社におきましては、コロナ対策の行動規制緩和に伴い、学校行事や部活動などが活発化する環境の下、動員力は力強さを欠くこととなりました。その影響から3月から春休みにかけての入学人数が前年実績を下回り、期初から生徒数が見込みを下回り推移しました。

要因といたしましては、上記のような物価高の経済環境下において入塾を先送りする傾向が見られたことが大きく、受験シーズンを控えた当第3四半期以降の入学者は前年を超えて推移いたしましたが、期初からの落ち込みを補うまでには至りませんでした。

このような状況下において当社は、多様化する大学入試制度の現状を発信し、小中学生時における自発的学習の必要性を啓蒙し、通塾生の成績と満足度の向上に取り組んでまいりました。

また、AIを活用した自立学習支援システム（昂LMS）に模試データを結び付け、個別に最適化された学習支援を行ってまいりました。

さらに、質の高い配信授業を提供するため、相互通信のできるライブ授業配信を一部地域で開始しております。

事業展開といたしましては、熊本市の文教地区である東部の長嶺地区に、長嶺校（熊本市東区）を2023年3月に新築開校いたしました。

一方、今後の市場動向と人的資源の効率的運用を図るため、2023年3月に西原校（鹿児島県鹿屋市）を近隣の寿校と統廃合し、鹿屋寿校として新たにスタートいたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は35億30百万円（前期比0.5%増）、営業利益1億44百万円（前期比48.6%減）、経常利益1億60百万円（前期比46.3%減）、当期純利益は36百万円（前期比83.5%減）となりました。

なお、当社は2022年9月1日付にて当社の完全子会社であった株式会社タケジヒューマンマインドを吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなり、非連結決算会社となっております。そのため、前事業年度の経営成績は、2022年3月1日から2022年8月31日における合併前の株式会社タケジヒューマンマインドの業績が反映されておられません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は77百万円であります。

その主なものは、本社及び1校舎のエレベーターリニューアル16百万円、6校舎の空調機更新23百万円、LMS連携型ライブ配信システム8百万円などの投資であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より長期資金11億円の調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

私どもが認識している当面の課題と中長期的な課題は次のとおりです。

①DXへの取り組み

コロナ禍を契機に、AIやデジタル技術を活用した教育サービスの需要が一気に高まりました。当社においても、より効率的な学習機会を提供するためにAIを搭載した新鋭LMSを運用しております。また、ライブ配信授業を通じて、時間や場所にとらわれない高品質の教育サービスを提供してまいりました。これら培ってきたノウハウを活かし、新規サービスの提供や顧客満足度の更なる向上を図るとともに、新たな顧客ニーズの掘り起こしを行ってまいります。

②少子化と学力の二極化への対応

少子化により公立高校一般入試の出願倍率が低下しており、当社が展開する各地域においても多くの高校・学科で定員割れとなっております。このような状況が学力の二極化という現象を引き起こしており、経営環境に多大な影響を及ぼしている状態です。当社では、高校入試だけをゴールとせず、その先の大学進学や将来の職業を見据えて、学ぶことの大切さや必要性の啓蒙に引き続き取り組んでまいります。

③採用活動の強化

アベノミクス以降、全国的に採用難に悩む会社が増えております。当社においても社員採用は苦戦続きであり、採用活動を見直す必要性が生じております。これまでの採用活動に加え、大学訪問の機会を増やし大学との関係を強化することや、SNSを使った採用情報の発信など新しい試みも開始し、採用活動の強化を行ってまいります。またアルバイト学生の研修に「社会人としての基本を学ぶ機会」も加え、優秀な人材の育成を図るとともに、社員登用の強化も図ってまいります。

当社は企業継続のため、基本を徹底し他社との差別化を図るとともに地域のニーズをしっかりと捉えて事業の拡大を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますように衷心よりお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区分		第63期 (2021年2月期)	第64期 (2022年2月期)	第65期 (2023年2月期)	第66期 (当期) (2024年2月期)
売上高	(千円)	3,397,031	3,539,968	3,511,937	3,530,937
経常利益	(千円)	318,098	383,275	300,086	160,998
当期純利益又は 当期純損失 (△)	(千円)	△62,945	136,459	217,976	36,024
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)		△106円50銭	230円91銭	368円92銭	60円98銭
総資産	(千円)	6,729,635	6,722,657	6,710,767	7,116,704
純資産	(千円)	3,394,976	3,452,590	3,603,693	3,639,155
1株当たり純資産額		5,744円73銭	5,843円06銭	6,099円69銭	6,161円11銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産額は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は、完全子会社である株式会社タケジヒューマンマインドを、2022年9月1日を効力発生日として吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなったため、第65期より連結計算書類を作成しておりません。よって、第63期及び第64期につきましても、当社単体の財産及び損益の状況の推移を記載しております。なお当社では、第63期及び第64期は連結計算書類を作成しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第65期から適用しており、第65期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

当社は、小学生と中学生を中心として、幼児から高校生及び高校卒業生を対象とした学習塾であります。

当社では真の人間を育成すべく、「感性を育み」、「人間にとって大切なことを学び」、「勉強は楽しいものと分かり」、「自ら進んで学ぶ」教育を行っております。当然その結果として、志望校合格を果たし、将来、真に世の中の役に立つ人間を育成するよう努力しております。

(11) 事業所 (2024年2月29日現在)

イ. 本社 鹿児島市加治屋町9番1号

ロ. 教室

事業所形態	事業所数	県別			
昂	44	鹿児島県 26校	宮崎県 10校	熊本県 6校	福岡県 2校
受験ラサール	4	鹿児島県 2校	宮崎県 1校	熊本県 1校	
東進衛星予備校	5	鹿児島県 2校	宮崎県 3校		
即解ゼミ	5	沖縄県 5校			
個別指導	9	鹿児島県 4校	宮崎県 1校	熊本県 3校	福岡県 1校
合計	67	鹿児島県 34校	宮崎県 15校	熊本県 10校	福岡県 3校 沖縄県 5校

(注) 1. 2023年3月に西原校（鹿児島県鹿屋市）を近隣の寿校と統廃合し、鹿屋寿校に名称変更いたしました。

2. 2023年3月に長嶺校（熊本県熊本市）を開校いたしました。

(12) 使用人の状況 (2024年2月29日現在)

使用人数	前期末比増減
308名	3名減

(注) 当社は学習塾事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年2月29日現在)

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借入先	借入金残高
株式会社鹿児島銀行	1,154百万円
株式会社三井住友銀行	200
株式会社西日本シティ銀行	186
株式会社みずほ銀行	123
株式会社肥後銀行	70
株式会社三菱UFJ銀行	63
株式会社宮崎銀行	7

2 会社の株式に関する事項 (2024年2月29日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,500,000株
- ② 発行済株式の総数 693,576株
- ③ 株主数 1,404名 (前期比22名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社学友社	256,797株	40.98%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	36,000	5.74
株式会社鹿児島銀行	31,041	4.95
昴取引先持株会	22,966	3.66
株式会社南日本銀行	21,400	3.41
西村道子	20,791	3.32
西村 秋	10,716	1.71
昴社員持株会	9,235	1.47
株式会社宮崎銀行	9,000	1.44
三菱UFJ信託銀行株式会社	9,000	1.44

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (66,910株) を控除して計算しております。
2. 株式給付信託 (J-ESOP) の導入に伴い、信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が当社株式を36,000株所有しております。
3. 当社は、自己株式を66,910株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2024年2月29日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	西村道子	有限会社学友社取締役
代表取締役社長	西村秋	有限会社学友社代表取締役
常務取締役	立山政俊	管理本部長
取締役	松葉口哲	教務本部長兼沖繩統括部長
取締役(常勤監査等委員)	厚地実	
取締役(監査等委員)	前田義人	
取締役(監査等委員)	本木順也	窪田・本木法律事務所

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 3名全員は社外取締役であります。
2. 当社と窪田・本木法律事務所との間には重要な取引関係はありません。
3. 厚地実氏は、金融機関に長年在籍していたことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、本木順也氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 内部監査部門等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能の強化のために常勤の監査等委員を置いております。
5. 当社は、厚地実氏、前田義人氏及び本木順也氏の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の各社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、当該取締役の企業価値の向上意欲を高めるとともに、当社が上場企業として持続的な成長を続けることを目的として、「職責を果たす」ことへの対価として、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象に、金銭にて固定報酬（100%）を支給する方針であります。また取締役（監査等委員である取締役を除く）の個別報酬については、取締役会（含代表取締役社長一任）において、各取締役の職務内容・職位・業績・貢献度・経営状況等を勘案し、株主総会決議の報酬限度額内において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等は、独立性確保の観点から金銭にて固定報酬（100%）を支給する方針であります。また監査等委員である取締役の個別報酬については、監査等委員会において、監査等委員である取締役の協議によって、株主総会決議の報酬限度額内において決定し、その結果を取締役会に報告しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	98,700千円 （-千円）	98,700千円 （-千円）	-千円 （-千円）	-千円 （-千円）	4名 （-名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6,000千円 （6,000千円）	6,000千円 （6,000千円）	-千円 （-千円）	-千円 （-千円）	3名 （3名）
合計 （うち社外取締役）	104,700千円 （6,000千円）	104,700千円 （6,000千円）	-千円 （-千円）	-千円 （-千円）	7名 （3名）

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等限度額は、2020年5月27日開催の第62期定時株主総会において年額1億5千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名であります。

3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年5月25日開催の第58期定時株主総会において年額2千万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

4. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する報酬として、7,200千円支給しております。

5. 当社は、2006年5月25日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

6. 当社は、2023年5月25日開催の取締役会にて、基本報酬について代表取締役社長である西村秋に取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。この権限を代表取締役社長に委任している理由は、当社全体の業績及び経営状況を俯瞰しつつ、各取締役の職務内容・職位・貢献度等について適切かつ総合的な判断が可能であると判断しているためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役である常勤監査等委員が確認する措置を講じており、当該手続きを経て決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

当社と監査等委員である取締役 本木順也氏の兼職先である窪田・本木法律事務所との間に重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員・常勤)	厚 地 実	当事業年度に開催された取締役会14回全て、また監査等委員会14回全てに出席いたしました。主に長年の金融機関での要職としての豊富な実務経験に基づく専門的な見地から、当社の監査体制を一層強化させるため、取締役会及び監査等委員会において適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	前 田 義 人	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、また監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。主にマスメディア業界での経営者としての豊富な実務経験に基づく専門的な見地から、当社の監査体制を一層強化させるため、取締役会及び監査等委員会において適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	本 木 順 也	当事業年度に開催された取締役会14回全て、また監査等委員会14回全てに出席いたしました。主に弁護士としての豊富な実務経験に基づく専門的な見地から、当社の監査体制を一層強化させるため、取締役会及び監査等委員会において適宜発言を行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人かごしま会計プロフェッション

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人かごしま会計プロフェッションは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度額までに限定する契約を締結しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	12,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,600千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査契約の内容及び会計監査の職務遂行状況を確認し、報酬額の見積額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役、使用人に法令、定款及び社会規範の遵守を徹底するためのコンプライアンス委員会を内部監査室において設置し、社内における強固なコンプライアンス体制を構築し、継続してその質の向上を推進する。

内部監査室長は、各部門の業務執行、コンプライアンスの状況について監査を実施し、コンプライアンス委員会においてその結果を報告する。

また、法令違反等の疑義が生ずる行為等についての内部報告体制として、内部通報制度を整備する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書取扱規程」をはじめとする社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理し、必要に応じて運用状況を検証のうえ、適宜規定等の見直しを行う。

なお、取締役及び監査等委員はこれらの文書等を常時閲覧可能とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る規程を制定し、各部門の担当業務に付随するリスクに関して、当該部門において情報を共有し、ガイドライン、マニュアルを整備したうえで、全社横断的にリスク情報を監視する。

代表取締役社長は、経営に重大な影響を及ぼすリスクとして判断したときは、内部監査室を中心とした危機管理チームを組織し、迅速かつ組織的対応を行い、損失を最小限に抑える体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

定例取締役会を月1回開催し、重要事項の決定、経営方針書に基づく経営状況の管理及び取締役の業務執行状況の監督を行う。

業務執行においては、取締役会規程に定める付議事項について、精査された資料を準備し、取締役会に付議する。

取締役、本部長ならびに部長が出席する経営会議を原則毎週1回開催し、経営会議規程に基づく一定の範囲の重要事項及び取締役会の付議に先立つ事前審議事項に係る意思決定を機動的に行う。

通常業務の遂行については、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき、可能な範囲において業務上の権限を委譲し、各範疇に係る責任者が業務を遂行する。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員の求めにより、職務を補助する使用人として適切な人材を配置し、監査業務に必要な指揮命令を受ける。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の求めにより、監査等委員の職務を補助すべき使用人の任命を受けた使用人は監査等委員以外からの指揮命令は受けない。当該使用人の異動及び人事考課は監査等委員が行い、人事異動は監査等委員と取締役が協議する。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、コンプライアンスに関する事項に加え、重大な影響を及ぼすリスクに関する事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を通じた報告の状況及びその内容、その他の監査等委員会が職務遂行上、必要があると判断した事項について、誠実に速やかに報告を行う。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は必要に応じ、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要な報告、勧告を行う。
また、代表取締役社長と定期的に相互の意見交換を実施する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「企業行動憲章」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを定め、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部機関と連携し、組織的な対応を行う。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 毎月開催する定例取締役会において、法令等で定められた事項や経営方針、予算策定等経営に関する重要事項を決定し、月次業績、予算差異の分析、対策を協議し、法令、定款等の適合性、業務の適正性を確保し、内部統制システムの実効性を向上させております。
- ② 毎週開催する経営会議において、経営幹部より各部門における業務執行状況を報告させ、迅速かつ効率的に業務執行できる体制維持を図っております。
- ③ 監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席し業務執行の状況、コンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備し、さらに内部監査の定期的実施により、法令、定款及び社内規程等の遵守の状況を検証いたしました。

8 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を特に定めておりません。

一方で、株式の大量取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えております。

今後の法制度や社会動向を見極めながら検討を行ってまいります。

9 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分は、株主に対する利益還元を経営の重要政策のひとつと位置づけ、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、当期末におきましては1株当たり120円の配当を予定しております。内部留保金につきましては、財務体質の強化と今後の事業拡大のために有効活用してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

貸借対照表 (2024年2月29日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,089,327
現金及び預金	960,451
営業未収入金及び契約資産	13,463
有価証券	2,830
教材	36,452
貯蔵品	952
前払費用	73,293
その他	1,994
貸倒引当金	△110
固定資産	6,027,377
有形固定資産	4,947,258
建物	1,818,082
構築物	22,643
器具備品	31,766
土地	3,065,994
リース資産	8,771
無形固定資産	63,296
借地権	1,379
電話加入権	148
ソフトウェア	47,223
リース資産	14,544
投資その他の資産	1,016,822
投資有価証券	234,637
長期前払費用	14,438
繰延税金資産	350,397
投資不動産	295,076
保険積立金	7,340
敷金及び保証金	114,933
資産合計	7,116,704

(単位：千円、単位未満切捨)

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,189,000
買掛金	25,057
1年内返済予定の長期借入金	618,578
リース債務	10,656
未払金	72,221
未払費用	52,078
未払法人税等	71,124
未払消費税等	50,718
契約負債	134,316
預り金	24,020
前受収益	2,091
賞与引当金	60,773
ポイント引当金	22,202
資産除去債務	3,057
その他	42,104
固定負債	2,288,548
長期借入金	1,186,730
リース債務	16,384
退職給付引当金	876,152
株式給付引当金	96,855
長期未払金	87,282
長期預り敷金保証金	19,010
その他	6,133
負債合計	3,477,549
純資産の部	
株主資本	
資本金	990,750
資本剰余金	
資本準備金	971,690
資本剰余金合計	971,690
利益剰余金	
利益準備金	107,802
その他利益剰余金	2,007,553
別途積立金	1,153,000
繰越利益剰余金	854,553
利益剰余金合計	2,115,356
自己株式	△517,622
株主資本合計	3,560,174
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	78,981
評価・換算差額等合計	78,981
純資産合計	3,639,155
負債及び純資産合計	7,116,704

損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：千円、単位未満切捨)

科目	金額	
売上高		3,530,937
売上原価		2,823,460
売上総利益		707,477
販売費及び一般管理費		563,125
営業利益		144,352
営業外収益		
受取利息	5	
有価証券利息	309	
受取配当金	2,766	
受取家賃	16,314	
受取手数料	9,610	
その他	2,153	31,161
営業外費用		
支払利息	5,289	
社債関係費	203	
租税公課	4,074	
減価償却費	4,803	
その他	143	14,514
経常利益		160,998
特別利益		
保険金収入	1,250	1,250
特別損失		
固定資産除却損	4,666	
減損損失	52,515	
災害による損失	1,137	58,318
税引前当期純利益		103,930
法人税、住民税及び事業税	63,673	
法人税等調整額	4,232	67,906
当期純利益		36,024

株主資本等変動計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで) (単位:千円、単位未満切捨)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	990,750	971,690	971,690	107,802	1,153,000	893,744	2,154,547
当期変動額							
剰余金の配当						△75,215	△75,215
当期純利益						36,024	36,024
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△39,190	△39,190
当期末残高	990,750	971,690	971,690	107,802	1,153,000	854,553	2,115,356

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△516,811	3,600,175	3,517	3,517	3,603,693
当期変動額					
剰余金の配当		△75,215			△75,215
当期純利益		36,024			36,024
自己株式の取得	△810	△810			△810
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			75,463	75,463	75,463
当期変動額合計	△810	△40,001	75,463	75,463	35,462
当期末残高	△517,622	3,560,174	78,981	78,981	3,639,155

個別注記表 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

〔重要な会計方針に係る注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 教材

総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - (2) 貯蔵品

個別法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を含む）は定額法、その他の有形固定資産については定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	16～49年
構築物	2～45年
器具備品	2～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 - (4) 長期前払費用

定額法
 - (5) 投資不動産

建物（建物附属設備を含む）は定額法、その他の投資不動産については定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) ポイント引当金

生徒に付与したポイントの将来の使用に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

(5) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、学習塾事業を主たる事業としております。顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 学費収入、特訓収入、合宿収入及びテスト収入

学費収入、特訓収入、合宿収入及びテスト収入については、顧客に教育サービスを提供した時点で収益を認識しております。

(2) 教材売上

教材売上については、顧客に教材を引き渡した時点で収益を認識しております。

(3) 入学金収入

入学金収入については、契約における履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(重要な会計上の見積り)

(1)固定資産の減損損失

①当事業年度の計算書類に計上した額

有形固定資産	4,947,258千円
無形固定資産	63,296千円
投資不動産	295,076千円
減損損失	52,515千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である教室を基本単位として、また当社が保有する遊休資産については物件単位毎にグルーピングしており、本社及び福利厚生施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

固定資産の時価が著しく下落した場合、または営業活動から生じる損益が連続してマイナスである場合等において減損の兆候として識別しております。減損の兆候のある資産については割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を正味売却価額と使用価値のいずれが高い方である「回収可能価額」まで減額することにより減損損失として計上しております。

当事業年度において、「〔損益計算書に関する注記〕減損損失」に記載のとおり、帳簿価額が回収可能価額を下回る資産について、減損損失52,515千円を計上しております。

ロ. 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、各教室の過年度の実績を基礎として、これまでの業績の趨勢や、個別の教室における今後の事業戦略等も踏まえて行っております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いられた前提条件に合理的であると判断しておりますが、事業環境の悪化等により見直しが必要になった場合、翌事業年度以降において、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

(2)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	350,397千円
--------	-----------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従って過去の税務上の欠損金の発生状況及び将来の課税所得の見積りにより企業分類を判定し、一時差異等の解消年度のスケジューリングを行い、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

ロ. 主要な仮定

将来の課税所得の見積りにつきましては、翌事業年度以降の予算を基礎としており、当該予算の算定に当たっては、過去の実績に将来予測を加味して作成しております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、見積りや仮定には不確実性があり、事業計画や経済状況の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変化が生じた場合、翌事業年度以降において、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	953,654千円
土地	1,905,926千円
投資不動産	294,923千円
合計	3,154,505千円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	518,618千円
長期借入金	836,684千円
合計	1,355,302千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,084,129千円

3. 投資不動産の減価償却累計額 44,520千円

【損益計算書に関する注記】

減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

地域	建物等	土地	合計
鹿児島市外地区	680	45,053	45,734
宮崎地区	—	433	433
沖縄地区	6,347	—	6,347
合計	7,028	45,486	52,515

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である教室を基本単位として、また遊休資産等については物件単位毎にグルーピングしております。

地価の下落及び営業活動から生じる損益が継続してマイナスである教室及び遊休資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（52,515千円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額については不動産鑑定士による鑑定評価額等により評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローを3.3%で割引いて計算しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)	摘要
発行済株式					
普通株式	693,576	－	－	693,576	
合計	693,576	－	－	693,576	
自己株式					(注)
普通株式	102,777	133	－	102,910	
合計	102,777	133	－	102,910	

(注) 1 当事業年度増加株式数の主な内訳は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取 133株

2 自己株式の株式数にはESOP信託口が保有する当社株式(当事業年度末36,000株)が含まれております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月25日 定時株主総会	普通株式	75,215千円	120円00銭	2023年2月28日	2023年5月26日

(注) 2023年5月25日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、ESOP信託口が保有する当社の株式に対する配当金4,320千円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	75,199千円	120円00銭	2024年2月29日	2024年5月27日

(注) 2024年5月24日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、ESOP信託口が保有する当社の株式に対する配当金4,320千円が含まれております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブは、現在行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、入金期日が概ね1ヶ月以内に回収されるものであるため、顧客の信用リスクについては限定的であります。また当該リスクに関しましては、当社の社内規程に則り、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、MMF、債券及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に事業所建物の賃貸借契約によるものであります。その差入先に対する信用リスクについては、賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどの支払期日が1ヶ月以内であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資本調達を目的としたものであります。長期借入金は主に設備投資に係る資本調達を目的としたものであります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に教室の空調機及び販売管理システムであります。未払法人税等の支払期日は1年以内であります。これらの営業債務等の流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、毎月の資金繰計画を見直す等の方法により、リスクを回避しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」は現金であること、「営業未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券	2,830	2,830	-
投資有価証券	234,637	234,637	-
資産計	237,468	237,468	-
長期借入金 (※1)	1,805,308	1,799,633	△5,674
リース債務 (※2)	27,040	26,711	△329
負債計	1,832,348	1,826,344	△6,003

(※1) 1年内返済予定の長期借入金618,578千円を含めて記載しております。

(※2) 短期のリース債務10,656千円を含めて記載しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券	2,830	—	—	2,830
投資有価証券	234,637	—	—	234,637
資産計	237,468	—	—	237,468

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	1,799,633	—	1,799,633
リース債務	—	26,711	—	26,711
負債計	—	1,826,344	—	1,826,344

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。また、上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

当社では、鹿児島県及び熊本県において、賃貸用店舗（土地を含む）及び遊休不動産を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は7,226千円（賃貸収益は営業外収益、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価 （千円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
381,665	25,003	406,668	332,747

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度の増加額は自社利用からの転用等40,830千円であり、減少額は自社利用への転用等11,023千円及び減価償却費4,803千円であります。
3. 時価の算定方法
期末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、もしくは一定の評価額や指標を用いて調整した金額であります。また、契約により取り決められた一定の売却価額がある場合には、当該売却予定価額を時価としております。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,720千円
未払事業所税	5,625千円
賞与引当金	18,535千円
ポイント引当金	6,771千円
退職給付引当金	267,226千円
株式給付引当金	29,540千円
減損損失	604,287千円
長期未払金	26,621千円
その他	9,808千円
繰延税金資産の小計	975,138千円
評価性引当額	△590,079千円
繰延税金資産の合計	385,058千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△34,660千円
繰延税金負債の合計	△34,660千円
繰延税金資産の純額	350,397千円

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している固定資産として事務用機器、防犯機器等があります。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

部門	金額 (千円)
幼児・小学部	949,305
中学部	1,827,311
高等部	462,522
個別指導	204,994
その他	86,803
小計	3,530,937
顧客との契約から生じる収益	3,530,937
外部顧客への売上高	3,530,937

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「〔重要な会計方針に係る注記〕5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度	
	期首残高 (千円)	期末残高 (千円)
顧客との契約から生じた債権	18,442	13,463
契約負債	158,240	134,316

契約負債は、主に事業年度末日以降に顧客へ提供する授業に関する授業料等の前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は157,534千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足又は部分的に未充足の履行義務は、当事業年度末において134,316千円であります。当該履行義務は、期末日後1年以内に133,099千円が収益として認識されると見込んでおります。

〔持分法損益等に関する注記〕

該当事項はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 6,161円11銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 60円98銭 |

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

株式会社 昂
取締役会 御中

監査法人かごしま会計プロフェッション
鹿児島県鹿児島市
指 定 社 員 公認会計士 酒 匂 康 孝
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 東 和 宏
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社昂の2023年3月1日から2024年2月29日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人がごしま会計プロフェッションの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月11日

株式会社 昴 監査等委員会

常勤監査等委員 厚地 実 ㊟

監査等委員 前田 義人 ㊟

監査等委員 本木 順也 ㊟

(注) 監査等委員厚地実、前田義人及び本木順也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は経営基盤の安定を図りつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び当社を取り巻く環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 120円 配当総額 75,199,920円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年5月27日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

当社の現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）4名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、あらためて取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関して、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	にしむら みちこ 西村 道子 (1942年2月6日)	1973年10月 有限会社教学社鶴丸予備校 (現 株式会社昂) 取締役に就任	20,791株
		1991年 2月 当社常務取締役 1991年10月 当社専務取締役 1991年12月 当社代表取締役専務 2002年 3月 当社代表取締役専務 教務本部長 2003年 5月 当社代表取締役副社長 2006年 3月 当社代表取締役社長 2021年 5月 当社代表取締役会長（現任）	
		<重要な兼職の状況> 有限会社学友社 取締役	
		<取締役候補者とした理由> 西村道子氏は、創業以来、長年にわたり当社の経営を牽引しており、強い求心力と当社の経営全般に関する豊富な知見を活かし、当社の企業価値向上への更なる貢献を期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	にしむら あき 西村 秋 (1967年1月24日)	2001年 1月 有限会社学友社取締役 2005年 3月 当社入社内部監査室長 2006年 5月 当社取締役内部監査室長 2007年 9月 当社取締役人事総務部長 2010年 2月 当社取締役人事総務部長 教務部広告宣伝担当部長 2014年 5月 当社代表取締役副社長 2021年 5月 当社代表取締役社長（現任） <重要な兼職の状況> 有限会社学友社 代表取締役	10,716株
		<取締役候補者とした理由> 西村秋氏は、代表取締役社長として当社の経営を牽引しており、強い求心力と当社の経営全般に関する豊富な知見を活かし、当社の企業価値向上への更なる貢献を期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	たちやま まさとし 立山 政俊 (1955年2月10日)	1977年 4月 株式会社鹿児島銀行入行 2006年 8月 株式会社鹿児島銀行総務部長 2009年 6月 鹿児島共同倉庫株式会社取締役総務部長 2015年 5月 当社入社管理部長 2016年 5月 当社取締役管理部長 2017年 9月 当社取締役管理本部長 兼管理部長 2021年 5月 当社常務取締役 兼管理本部長（現任）	1,000株
		<取締役候補者とした理由> 立山政俊氏は、財務、経理、総務、人事等の経験を有しており、特に当社の管理部門全般に関する豊富な知見を活かし、当社の企業価値向上への更なる貢献を期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; color: green;">4</p> <p style="background-color: green; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p>	<p style="text-align: center;">まつばぐち さとし 松葉口 哲 (1960年9月9日)</p>	<p>1984年 3月 有限会社鶴丸予備校 (現 株式会社昴) 入社</p> <p>2005年 3月 当社教務部教務指導担当部長</p> <p>2010年 2月 当社管理部情報システム・教務事務担当部長 兼教務部模試開発担当部長</p> <p>2020年 5月 当社教務副本部長</p> <p>2021年 5月 当社教務本部長</p> <p>2022年12月 当社教務本部長 兼沖繩統括部長</p> <p>2023年 5月 当社取締役教務本部長 兼沖繩統括部長（現任）</p> <p><取締役候補者とした理由></p> <p>松葉口哲氏は入社以来、長年にわたり多くの教室、エリアにおいて講師、教室責任者経験を重ね、当社の業績、業容拡大に携わり、近年では当社業務の根幹となる教務本部長として、ブランド力の源泉となる成績向上と第一志望校合格に向けた指導を牽引してまいりました。また昨今においては、DXを中心とした業務改革と教務サービスの品質向上を推進するなど、優れた企画力と実行力を発揮し、市場、経営環境の変化にも対応力をみせております。これらの実績と知見を活かし、当社の企業価値向上への更なる貢献を期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	<p style="text-align: center;">200株</p>

(注) 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、あらためて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	あつじ みのる 厚地 実 (1957年7月5日)	1981年 4月 株式会社旭相互銀行（現 株式会社南日本銀行） 入行 2000年 4月 同行城南支店長 2004年10月 同行枕崎支店長 2006年 4月 同行人事総務部付 株式会社整理回収機構 出向 2008年 4月 株式会社整理回収機構 審査部 主任審査役 2015年 7月 同行業務監査部 指導役 2017年10月 株式会社南日本保証センター 営業部 部長代理 2021年 5月 当社社外取締役・常勤監査等委員（現任）	100株
		<監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 厚地実氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与したことはありませんが、金融機関において銀行業務を中心として長年携わり、財務及び会計、金融経済に関する専門的な知見と豊富な経験を有しております。これらの経験を通じて培った専門的な見識に基づいた経営への適切な監督、助言等を期待し、当社の経営及びガバナンス体制を維持・強化するため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

再任

社外

独立

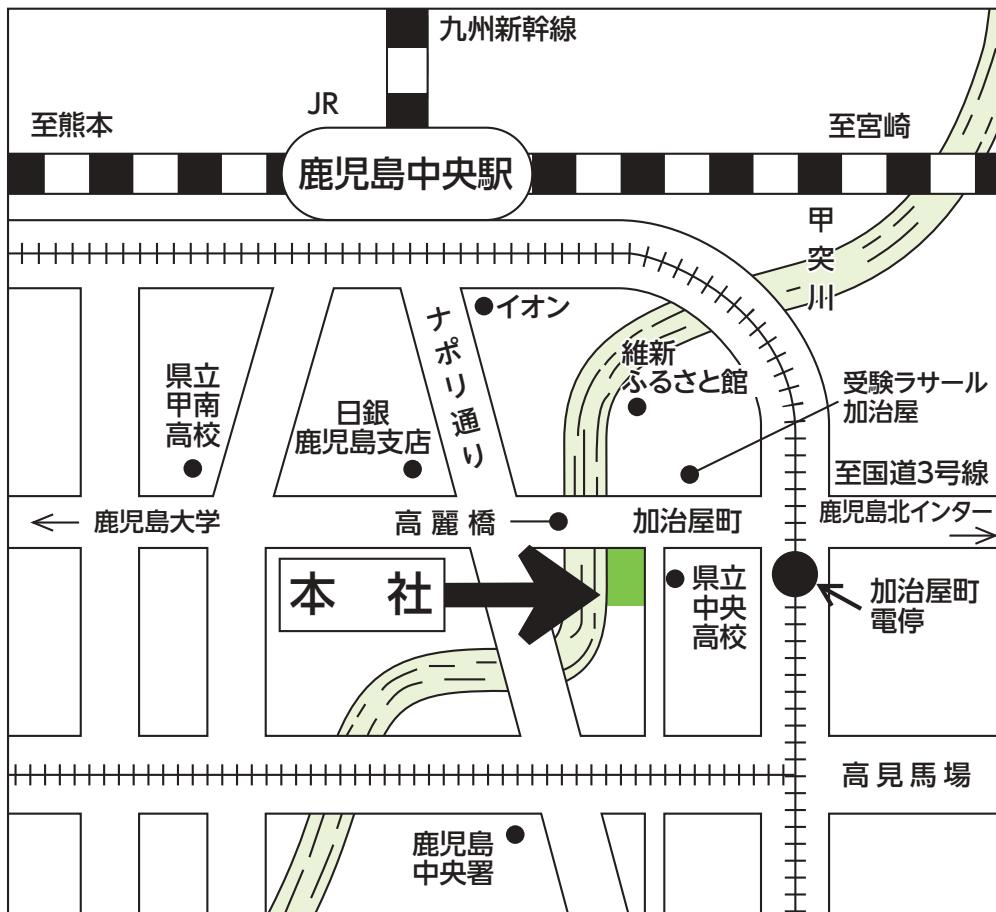
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 再任 社外 独立	まえだ よしと 前田 義人 (1959年7月23日)	1983年 4月 株式会社南日本新聞社入社 2010年12月 株式会社南日本新聞社取締役 (編集・論説・総合メディア・人事・労務担当) 2010年12月 南日本新聞販売株式会社社外取締役 2011年 6月 鹿児島テレビ放送株式会社社外監査役 2017年 4月 株式会社南日本新聞社取締役退任 2017年 4月 南日本新聞販売株式会社社外取締役退任 2017年 6月 鹿児島テレビ放送株式会社社外監査役退任 2020年 5月 当社社外取締役・監査等委員 (現任)	-
		<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要></p> <p>前田義人氏は、マスメディア業界において取締役、社外取締役及び社外監査役として企業経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。これらの経験を通じて培った幅広い見識に基づいた経営への適切な監督、助言等を期待し、当社の経営及びガバナンス体制を維持・強化するため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 再任 社外 独立	もと き じゅん や 本木 順也 (1971年7月27日)	1995年10月 司法試験合格 1996年 4月 司法研修所入所 1998年 3月 司法修習修了 1998年 4月 内田武法律事務所 (群馬県弁護士会登録) 2001年 4月 鹿児島総合法律事務所 (鹿児島県弁護士会登録替え) 2006年 4月 本木法律事務所開設 (鹿児島県弁護士会) 2011年 3月 法律事務所薩摩開設 2014年 8月 窪田・本木法律事務所 (現任) 2020年 5月 当社社外取締役・監査等委員 (現任)	-
		<p><重要な兼職の状況></p> <p>弁護士 窪田・本木法律事務所</p> <p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要></p> <p>本木順也氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的見識及び知見を有しております。これらの専門的かつ豊富な見識に基づいた経営への適切な監督、助言等を期待し、法律家としての客観的立場から当社の経営及びガバナンス体制を維持・強化するため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 厚地実氏、前田義人氏及び本木順也氏の各氏は社外取締役候補者であります。
 3. 厚地実氏、前田義人氏及び本木順也氏の各氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。各氏の在任期間は、前田義人氏及び本木順也氏がそれぞれ本総会終結の時をもって4年、厚地実氏が本総会終結の時をもって3年となります。
 4. 当社は、厚地実氏、前田義人氏及び本木順也氏の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額であります。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、厚地実氏、前田義人氏及び本木順也氏の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

総会会場ご案内図



会場

当社本社ビル 3階会議室

鹿兒島県鹿兒島市加治屋町9番1号 電話 099 (227) 9500 (本社代表)

交通

J R 鹿兒島中央駅より徒歩15分

市電 加治屋町電停より徒歩5分

駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮願います。